

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識³³ 受け渡し時には確認を！ クリーニングのトラブル

事例

スーツをクリーニングに出した際、特殊なボタンが付いているので、特別な処理を頼んだ。その後、スーツを受け取ったがしばらく着ないで置いておいた。2か月後、着ようと思い取り出したところ、ボタンが1つ壊れていたため、クリーニング店に苦情を申し出たが、受け取りから1か月以内しか補償しないと云われてしまった。

クリーニングでは、シミ、変色、紛失等の相談が寄せられています。衣類は着用やクリーニングの度に徐々に劣化します。クリーニングのトラブルは複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が難しくなります。クリーニングに出すとき、受

け取る際には、必ず衣類の状態を店側と一緒に確認しましょう。

クリーニング業界ではトラブル解決のために「クリーニング事故賠償基準」を作成していますが、この基準はSマーク（クリーニング業に関する標準営業約款の登録店）やLDマーク（全国クリーニング生活衛生同業組合の加盟店）のある店舗に適用されません。独自の基準を設けている店もあります。利用する店舗のルールを確認することも大切です。

- ▼相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～正午 午後1時～4時
- ▼相談場所 上三川町消費生活センター（役場3階）
- ▼相談専用電話番号 〓 9153

平成27年度健康マイレージ事業が3月で終了になります

町民の皆様の、健康づくりに対する意識や取り組み意欲を高めることを目的に実施している健康マイレージ事業が、3月で終了になります。健康マイレージを実施され、特典の申請をされていない方は、3月31日（木）までに特典交付申請書を健康課成人健康係まで提出してください。

また、まだ取り組んでいない方も、2月からチャレンジしていただければ十分申請が可能です。ぜひ、チャレンジしてください。

事前の申込みは不要です。詳しい内容は「上三川町健康マイレージチャレンジシート」をご覧ください。チャレンジシートは、役場・いきいきプラザ等で配布しています。

健康マイレージで、健康づくりの習慣を身に付け、特典として「ベリーカード加盟全店共通お買い物券1,000円分」を手に入れます。

- ▼問い合わせ先 〓 9133
- 健康課 成人健康係

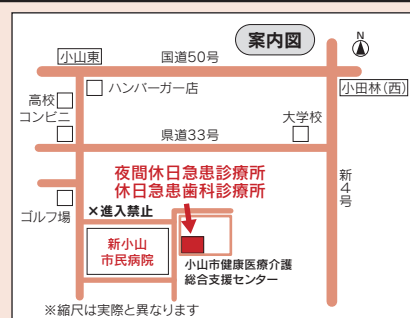


夜間休日急患診療所

- 受付は、原則終了時間の15分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 事前に電話をしてから受診してください。(☎0285-39-8880)

	診療科目	診療時間(昼間)	診療時間(夜間)
月～金曜日	内科・小児科		午後7時～午後10時
土曜日	内科・小児科		午後7時～午後10時
休日	内科・小児科	午前10時～正午 午後1時～午後5時	午後6時～午後9時

※休日：日曜・祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)



場所＝小山市神鳥谷2251-7(小山市健康医療介護総合支援センター内)

各種手続きで個人番号（マイナンバー）と本人確認が必要です！

平成28年1月から個人番号の利用が開始されました。

役場での手続きで、個人番号の記載が必要となる主なものは下記の表のとおりとなりますので、手続きの際は、個人番号が確認できる書類(通知カード等)と本人確認ができる書類（運転免許証等）を持参してください。

詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

個人番号の記載と本人確認が必要となる手続き	担当課・係	問い合わせ先
国民健康保険・後期高齢者医療制度に関する申請など	保険課 国保年金係	☎ 56 9134
介護保険に関する申請など	保険課 高齢者支援係	☎ 56 9102
障がい者支援に関する申請など	福祉課 福祉人権係	☎ 56 9128
特別弔慰金・各種特別給付金の請求など	福祉課 福祉人権係	☎ 56 9128
児童手当の申請など	福祉課 子ども・子育て係	☎ 56 9130
保育施設等入所申込・支給認定の申請など	福祉課 子ども・子育て係	☎ 56 9130
妊娠届出・低体重児出生届出など	健康課 母子健康係	☎ 56 9132

また、下記の手続きの際には、法人番号の記載が必要となります。

法人番号の記載が必要となる手続き	担当課・係	問い合わせ先
退職手当などの納入申告など	税務課 住民税係	☎ 56 9122
法人町民税の申告など	税務課 住民税係	☎ 56 9122
固定資産税償却資産の申告など	税務課 資産税係	☎ 56 9123

▶問い合わせ先=企画課 政策調整係 ☎ 56 9118

デマンド交通かみたん号は、平成28年4月1日から本格運行に移行します。

運行車両につきましては、平成27年10月から台数を1台増車（2台→3台）し実施しています。本格運行に際しても、利用者の利便性等を考慮し、3台を維持します。

また、利用料金につきましては、今後も継続して運行事業を実施していく為、本格運行に際し、改定を行います。

なお、運行日（平日のみ）、運行区域（町内及び町外9か所）及び運行時刻（午前8時便から午後4時便の9便）については変更ありません。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○利用料金（1回片道）

現 在			平成28年4月1日から		
大人	町内	200円	大人	町内	300円
	町外	300円		町外	450円
小学生	一律	100円	小学生	一律	150円
未就学児		無料	未就学児		無料

※改定後もJR石橋駅東口については町内料金扱いとなります。

また、未就学児は保護者の同伴が必要です。

▶問い合わせ先=企画課 政策調整係 ☎ 56 9118